

監発第38号
令和元年10月28日

酒田市長 丸山至様

酒田市監査委員 加藤 裕



酒田市監査委員 後藤仁



定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、次のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知くださるようお願いします。

記

1 監査対象課及び監査期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
選挙管理委員会 事務局	8月31日	9月24日～ 10月23日	10月9日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は下表のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

監査対象課	監査結果	
指摘事項		
選挙管理委員会事務局	山形県議会議員選挙 選挙啓発街宣車運行業務委託について、担当課が作成した仕様書の認定伺の予定価格は28,800円(税抜)となっているが、設定した予定価格を超えた34,844円(税抜)で契約を締結していた。予定価格を確認した上で、契約を行う必要があつたにもかかわらず、その手続きを怠っていた。 今後こうした事態が起こることがないよう、入札(見積)事務及び落札者の決定に係る事務処理は適正に行うこと。	